

令和5年度徳島県認知症介護実践研修事業実施要領

1 認知症介護実践研修

認知症介護実践研修は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）の別紙「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」4（2）に基づく研修とする。

2 研修対象者

研修対象者は、介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設、同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は同法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者（開設予定者を含む。以下「介護保険施設・事業者等」という。）に従事する介護職員等であって、次の要件を満たし知事が適当と認めた者とする。

（1）実践者研修

原則として身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であって、実務経験2年程度の者とする。

（2）実践リーダー研修

介護保険施設・事業者等において、介護業務に5年以上従事した経験を有し、実践者研修（又は旧痴呆介護実務者研修基礎課程）を修了し、1年以上経過している者とする。

3 研修内容

研修内容は、認知症介護に関する基礎的、専門的な知識及び技術を修得するための実践的研修とし、各研修の研修目標は次のとおりとする。

（1）実践者研修

認知症介護の基本理念、基本的知識を修得する。

（2）実践リーダー研修

実践者研修で得られた知識・技術をさらに深め、施設・事業所において、ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成する。

4 研修期間

実践者研修の研修期間は、原則として講義・演習等5日間、自施設実習4週間とし、実践リーダー研修の研修期間は、原則として講義・演習等6日間、自施設実習4週間とする。

5 定員

実践者研修及び実践リーダー研修の定員は、1回の研修につき50名程度とする。

6 研修日程及びカリキュラム等

別添の「令和5年度徳島県認知症介護実践研修日程」による。

7 施設実習

施設実習の日課等については、各研修施設が作成する「研修要項」によるものとする。

（裏面あり）

8 研修費用

研修に要する経費のうち、教材等にかかる実費相当分については、受講者の負担とする。

9 受講料

受講者は、次の受講料を当日、受付で支払わなければならない。

受講料の支払いがない場合には、原則として受講することができない。

(1) 実践者研修 10,000円

(2) 実践リーダー研修 25,000円

10 この研修の実施についての各介護保険施設管理者及び各地域密着型サービス事業者に対する通知については、徳島県のホームページに掲載することにより行うこととする。